○長野原町町民広場等の設置及び管理に関する条例

平成21年7月24日 条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定により長野原町町 民広場等(以下「町民広場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとす る。

(設置)

- 第2条 町民広場は、町民のスポーツ、レクリエーション等を通じ、明るく住みよい健康的な町づくりに資することを目的として長野原町大字長野原字幸神1,153番地に設置する。 (管理)
- 第3条 町民広場は、常に善良な管理につとめ、その効果的な運用を図らなければならない。 (使用の承認)
- 第4条 町民広場又は附属施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらか じめ町長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第5条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設の保全に支障があると認められるときは、 使用を承認しないことができる。

(使用)

- 第6条 使用者は、管理者の指示に従い、善良な注意をもって使用しなければならない。
- 2 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認 を取り消し、使用を停止させ、又は退出を命ずることができる。

(使用料)

第7条 使用料は、町民に限り原則として無料とする。ただし、照明施設を利用する者及び 個人的又は営利を目的とする場合は、別表に定めるところにより使用者から徴収する。た だし、町長が特に使用料の減免を必要と認めた者については、この限りでない。

(使用料の還付)

第8条 すでに納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により 使用することができないときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

町民広場使用料〔1時間当たりの単価(単位:円)〕

利用者区分	営利目的町内者	町外者
管理棟(多目的室)	400	600
多目的運動広場	700	1,700

備考

- ○町民は、営利活動、照明料を除いて、原則として無料です。
- ○多目的運動広場の照明施設を使用した場合は、別途1時間につき町内者1,300円、町 外者は2,600円を徴収します。
 - ○長野原町町民広場等の管理運営に関する規則

平成21年7月24日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野原町町民広場等の設置及び管理に関する条例(平成21年条例第23 号)に基づき、長野原町町民広場等(以下「町民広場」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 町民広場の使用者は、原則として長野原町の住民とする。

(使用申込)

第3条 町民広場を使用しようとする者は、予め町民広場使用許可申請書(様式第1号)を使用 の5日前までに提出するものとする。

(使用時間)

第4条 町民広場の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。

(休日)

第5条 町民広場の休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この 限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(使用者の遵守事項)

- 第6条 町民広場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) この規則に従うこと。
 - (2) 喫煙又は火気を使用するときは、所定の場所で行うこと。
 - (3) 管理者の指示に従うこと。

(帳簿等)

第7条 町民広場に町民広場施設別使用簿(様式第2号)その他必要な帳簿を備え記録し、定期 に町長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、自己の責に帰すべき事由により施設又は附属施設を破損し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害の賠償をしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。